

九州工業大学責善会会則

第1章 総則

第1条 本会は九州工業大学責善会と称する。

第2条 本会は正会員を主体とする自治団体であって、会員相互の親睦を図り、心身を練り、知徳を磨き、自治の精神を発揚し、あわせて文化の向上に資することを目的とする。

第3条 本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本学学生
- (2) 特別会員 本学教職員で入会を希望する者
- (3) 賛助会員 本学の旧職員、卒業生、修了生で特に入会を希望する者

第4条 前条の定めとは別に、本会に次の役職を置くものとする。

- (1) 会長 本学学長をもって充てる。
- (2) 副会長 本学学生担当副学長をもって充て、案件に応じて会長の職権を代行することができる。
- (3) 監事 本学学務課長をもって充てる。

第5条 本会に正会員をもって組織する、次の機関を置く。

- (1) 議決機関 全学投票、全学代議員会
- (2) 執行機関 全学代表者会
- (3) 報道機関 新聞会
- (4) 選挙管理委員会

第1節 全学代議員会

第6条 全学代議員会は本会最高の議決機関であり、全学代表者会会長がこれを招集する。

第7条 全学代議員は各学部より15名ずつ選出する。その任期は4月1日より翌年3月31日までとし、その選出方法は別に定める。

第8条 定例全学代議員会は原則として年1回開くものとする。ただし、次の各号に該当する場合は臨時会を開かねばならない。

- (1) 全学代議委員10名以上の要求があったとき。
- (2) 全学生の20分の1以上の連署で要求があったとき。
- (3) いずれかの学部学生自治会の要求があったとき。
- (4) 責善会会長が必要と認めたとき。
- (5) 全学代表者会会長が必要と認めたとき。

第9条 全学代議員会は、全学代議員の各学部2分の1以上の出席をもって成立する。委任状などによる出席は認めない。

第10条 全学代議員会の権限に属する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 全学代表者会の構成員、各学部工大祭実行委員会正副実行委員長および総務部長の任免
- (2) 責善会選挙管理委員会の正副委員長の任免

- (3) 会計監査員の任免
- (4) 責善会予算決算の承認
- (5) 責善会活動方針の決定並びに活動報告の承認
- (6) 本会会則の改正。ただし、各学部学生自治会固有の規約等は除く。
- (7) 各学部学生自治会による決算事項の勧告
- (8) サークルの部昇格及び降格
- (9) その他責善会に関する重要事項

第11条 全学代議員会の開催に関しては、1週間前までに全学代表者会会長がこれを公示し、3日前までに議案をあわせて示さなければならない。

第12条 議長団3名を年度初めの全学代議員会において選出し、それぞれ正副議長並びに書記を互選する。

第13条 全学代議員会の採決にあたっては、次に従う。

- (1) 議決は出席者の過半数の賛成により成立する。ただし、本会会則改正の場合を除く。
- (2) 議長団は採決に加わらない。
- (3) 可否同数の時は、議長団の決定による。

第14条 全学代議員会の運営その他の事務は、議長団の指示の下に、議長の指名する全学代議員若干名にこれをあたらせることができる。

第15条 本会会則第30条に定める全学代表者会の構成員は、全学代議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

第16条 全学代議員会は、必要に応じて参考人として関係者の出席を要請することができる。ただし、参考人は議決権を有しない。

第17条 参考人の出席要請は、全学代議員会議長がこれにあたる。出席を要請された参考人は特別な事由なくしてこれを拒めない。ただし、参考人が本会正会員でないときはこの限りではない。

第18条 全学代議員会は必要に応じて専門委員会を組織し、年間を通じて特定の事項審議並びに調査にあたらせることができる。

第19条 専門委員会は本会会員中より全学代議員会が指名し、うち過半数は全学代議員より選出しなければならない。任期は選出日よりその年度末までとする。

第20条 専門委員会は本会会則第5条に定める責善会の各機関の調査権を有する。専門委員会は互選により専門委員長を選出し、専門委員長は全学代議員会に審議事項の報告をしなければならない。

第21条 全学代議員会書記は議事録を作成し、閉会后正副議長並びにその他の全学代議員2名の連署をこれに得なければならない。

第22条 議事録は全学代表者会会長がこれを保管し、会員の要求があるときはいつでもこれを公開しなければならない。また、全学代議員会の議決事項は全学代表者会会長が直ちにこれを各学部へ公示しなければならない。

第23条 会員は全学代議員会を傍聴することができる。ただし、議場内外にあっては、議長団の指示に従わなければならない。

第2節 全学投票

第24条 全学投票は全学代議員会の発議により、全学代議員会が必要と認めた事項について行う。

第25条 全学投票の採決にあたっては、次に従う。

- (1) 全学投票は全学生の過半数の参加をもって成立する。
- (2) 投票者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第26条 全学投票の実施に際しては、1週間前までに全学代議員会議長が、これを公示しなければならない。

第27条 全学投票の実施は選挙管理委員会に一任する。

第3節 全学代表者会

第28条 学代表者会会長は全学生を代表する。副会長はこれを補佐し、全学代表者会会長に事故あるときは、その任務を代行する。

第29条 全学代表者会は本会最高の執行機関であって、責善会会務を企画、実施する。全学代表者会会議の招集は全学代表者会会長がこれを行う。

第30条 全学代表者会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 各学部の文化会、体育会、工大祭実行委員会より1名ずつ。
- (2) 各学部の学生自治会より2名ずつ。
- (3) 新聞会より1名
- (4) 全学代議員会の承認を得た本学学生若干名

第31条 全学代表者会に顧問を置く。顧問は特別会員中より全学代議員会がこれを推薦し、責善会会長がこれを委嘱する。

第32条 全学代表者会は、任務遂行のため次の機関を置く。

- (1) 総務部 全学代表者会会議の議事録の編集と保存、必要事項の発表、その他責善会会務全般にわたる業務の事務的総括
- (2) 会計部 責善会に関する一切の財産の管理、金銭の出納、帳簿の記載及び保存、予算決算案の作成等
- (3) その他必要に応じ、増設された部

第33条 全学代表者会正副会長の選出方法は、別に定める。

第34条 全学代表者会各部の部長は全学代表者会より互選により選出し、その業務にあたる。

第35条 全学代表者会の構成員の任期は1月1日から同年12月31日までとする。三選はこれを禁止する。

第36条 全学代表者会会議は全構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第37条 定例全学代表者会会議は定例全学代議員会の前に開くほか、隔月ごとに開催する。ただし次号に該当する場合には臨時会を開かねばならない。

- (1) 臨時全学代議員会が招集されたとき。
- (2) 全学代表者会の構成員2名以上の要求があるとき。
- (3) 全学代表者会会長が必要と認めたとき。

(4) 全学代表者会会長が交渉を行うとき。

(5) 各学部学生自治会会長が交渉を行うとき、またはその事後

第38条 全学代表者会は責善会各機関の年間活動計画をまとめ、前年度活動報告とともに年度始めの全学代議員会に提出しなければならない。

第39条 全学代表者会に執行機関として文化会、体育会、工大祭実行委員会、学生自治会を置く。

第1部 文化会・体育会

第40条 サークル活動を通じて、本会会則第2条の目的を達成するために、文化会、体育会を組織し、文化会、体育会は各サークルによって構成される。

第41条 文化会は文化系サークル統括にあたりとともに、文化活動全般にわたる諸行事を企画・実行する。

第42条 体育会は体育系サークル統括にあたりとともに、体育活動全般にわたる諸行事を企画・実行する。

第43条 文化会及び体育会の総務は、その所属するサークルの部員より選出し、それぞれ互選により正副会長を選出する。

第2部 工大祭実行委員会

第44条 工大祭実行委員会は各クラス会より選出された工大祭実行委員によって構成され、本学の学園祭である工大祭の自主的企画、運営を通じて本会会則第2条の目的を達成するため組織される。

第45条 工大祭実行委員会は各クラスの在籍人数から1割程度選出する。ただし、卒業研究生についてはこの限りではない。

第46条 工大祭実行委員会は互選により正副実行委員長及び総務部長を選出する。実行委員長は実行委員会を招集する。また、同一職の再選は認めない。

第47条 工大祭実行委員会に顧問をおく。顧問は、特別会員より全学代議員会がこれを推薦し、責善会会長が委嘱する。

第48条 工大祭実行委員の任期は1月1日より同年12月31日までとし、再選は妨げない。

ただし1年次入学生の工大祭実行委員については任期を4月1日より同年12月31日までとする。

第3部 サークル

第49条 サークルは次のいずれかの資格をもつ。

(1) 文化部

(2) 体育部

(3) 文化会同好会

(4) 体育会同好会

第50条 前条に定める文化部・体育部は本会会則第1章第3節第1部に定める文化会、体育会のいずれかに所属する。

第51条 各サークルに顧問を置く。顧問は、サークルの依頼により特別会員、賛助会員より選出し、責善会会長が委嘱する。顧問はサークル運営に関し助言を与える。

第52条 文化部及び体育部に該当するサークルは、責善会の一般会計より、それぞれ予算が計上される。その金額については、文化部は文化会で、体育部は体育会で各々協議の上、出される勧告に基づき、全学代議員会で審議し、決定する。

第53条 所定の活動要件を満たす文化系同好会は、全学代議員会の審議決定により文化部に昇格される。所定の活動要件については、文化会でこれを制定する。また、所定の活動要件を満たさなくなった文化部は、文化会の勧告その他により全学代議員会の審議決定を経て文化系同好会に降格される。

第54条 所定の活動要件を満たす体育系同好会は、全学代議員会の審議決定により体育部に昇格される。所定の活動要件については、体育会でこれを制定する。また、所定の活動要件を満たさなくなった体育部は、体育会の勧告その他により全学代議員会の審議決定を経て体育会系同好会に降格される。

第4節 新聞会

第55条 本会会則第2条の目的を達成するため、独自の編集方針に基づき不偏不党の公正な立場で本会活動全般にわたる報道を行うために新聞会を置く。詳細は細則で定める。

第56条 新聞会は本会唯一の報道機関であって、各クラス会より選出された新聞会員によって構成される。

第57条 新聞会員は各クラス会より2名又は3名ずつ選出し、その任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

第58条 新聞会は互選により編集長を選出し、編集長は編集会議を招集する。

第5節 選挙管理委員会

第59条 選挙管理委員会は、本会会則第1章第2節に定める全学投票を管理する。

第60条 選挙管理委員会は5名とし、年度初めの全学代議員会において互選により選出し、その任期は選出日から年度末までとする。

第61条 選挙管理委員の中から互選により正副選挙管理委員長を選出する。

第62条 選挙管理委員会は必要に応じて全学代議員の中より選挙管理委員補佐を任命することができる。選挙管理委員補佐は選挙管理委員会の運営に関する決定権を有しない。

第63条 全学代表者会役員に活動に問題があるときは全学生の20分の1の署名を持って解任要求をすることができる。解任及び欠員の補充等は選挙管理委員会がこれを行う。

第64条 解任要求された全学代表者会役員は、全学生の投票において過半数の解任要求があれば解任される。また、選挙管理委員会は投票の結果が公示されるまで該当役員の活動を停止することができる。

第65条 投票の実施に際しては、2週間前までに選挙管理委員会はこれを公示しなければならない。また、投票終了後1週間以内に選挙の結果を公示しなければならない。

第6節 各学部学生自治会

第66条 本会会則第2条の目的を達成するため、本学各学部に学生自治会を置き、それぞれの学部に所属する本会正会員をもってこれを組織する。

第67条 各学部学生自治会の規約は、本会会則に基づいて別に定める。

第68条 各学部学生自治会は独自に、かつ自主的に運営されなければならない。

第69条 各学部学生自治会が議決権を有する事項について責善会の他の機関は、これを審議または、執行する機能を持たない。ただし、全学生にまたがる会務であり、かつ次号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 事前または、事後に、当該学部学生自治会の議決機関に承認を得たとき。
- (2) 新聞会の取材活動
- (3) 当該学部学生の3分の1以上の要求があったとき。

第7節 クラス会

第70条 各クラスを各学年単位でクラス会をして組織する。クラス会はそれぞれのクラスに所属する本会正会員をもってこれを組織する。

第71条 クラス会は、本会内の議決機関による議案を審議、その結果を議決機関に提出し、並びに議決機関による審議決定事項の報告を受け取る。

第72条 クラス会は独自に、かつ自主的に運営されなければならない。

第2章 会計

第73条 本会会計の収入は、本会会員の会費その他の収入からなる。会費については別に定める。

第74条 本会の会計事務は、監事が行う。

第75条 各学部学生自治会の運営に要する経費は、本会会計から支出する。

第76条 各学部学生自治会の運営に要する経費は、当該学部所属会員の納める会費の一部、並びにその他の収入をもって充てる。

第77条 各学部文化会、体育会の予算額内の支出は、各サークルの部長が顧問並びに責善会会計部の承認を得てこれを行う。

第78条 各学部工大祭実行委員会の予算額内の支出は、当該学部工大祭実行委員長が顧問並びに責善会会計部の承認を得てこれを行う。

第79条 各学部学生自治会の予算額内の支出は、自治会会長が学部大会並びに責善会会計部の承認を得てこれを行う。

第80条 イベント費の予算額内の支出は、イベント費決裁者並びに責善会会計部の承認を得て、これを行い、その使用方法については別に定める。

第81条 各団体は会計年度初めにその予算を公表し、年度末には臨時収入を含む経費の収支決算を公表しなければならない。

第82条 責善会の会計は、全学代議員会でその用途を審議決定する。

第83条 本会会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第3章 会計監査

第84条 会計監査とは、責善会会計及び備品の管理を調査することをいう。

第85条 会計監査委員は各学部の2名ずつより構成され、学年初めの全学代議員会において選出する。ただし、各学部学生自治会については自治会の機関によりこれを行う。任期は4月1日より翌年3月31日までとする。

第86条 会計監査委員は、監査の結果を全学代議員に報告し、承認を得てこれを公示しなければならない。会計監査に対し、目的遂行のために必要なときは、本会のいずれの機関に対しても必要書類を提出させることができる。

第4章 改正

第87条 本会則の改正は、全学代議員会において出席者の3分の2以上の賛成を要件とする。

第5章 補則

第88条 採決は特に定めるもののほか、単純多数決による。ただし、保留数が出席者の2分の1を超える場合採決は成立しない。

第89条 本会の会務執行にあたって必要のあるときは、別に細則を設けることができる。

第90条 すべての機関に顧問をおくことを妨げない。

第91条 本会則は2015年9月20日より施行する。なお施行にあたっては、別に細則を設ける。

九州工業大学責善会イベント費細則

- 第1条 本細則はイベント費の使用に適用する。
- 第2条 予算は、本会歳入の15%±5%以内とし、管理は責善会会計部が行う。
- 第3条 全学代表者会正副会長を所属学部イベント費決裁者とし、イベント費の使用に関する決裁等の処理を行う。
- 第4条 イベント費使用希望団体が決裁者に物品援助願を提出し、認められた場合のみ使用される。また、原則として使用希望団体には物品が与えられる。
- 第5条 本細則の変更は全学代議員会の決議を必要とする。

九州工業大学責善会選挙細則

- 第1条 本細則は本会役員の選出に適用する。
- 第2条 全学代表者会正副会長は全学代表者会から互選により各1名ずつ選出される。ただし、正副会長は同一学部かつ同一機関の学生から選出できない。任期は4月1日より翌年3月31日までとし、年度末の全学代議員会で承認を得る。
- 第3条 役員に欠員が生じた場合は、その都度それぞれの選出方法に基づき1週間以内に選出する。ただし、その任期は前任者の任期までとする。
- 第4条 全学代議員会は本会会則第30条及び第46条に該当する役員を兼任できない。
- 第5条 本細則の変更は全学代議員会の決議を必要とする。

九州工業大学責善会会計内規

- 第1条 本会会員は次に定める通り会費を納入しなければならない。
- (1) 特別会員会費 一口 1,000 円で会員の希望する口数の年会費
 - (2) 正会員会費
- | | |
|--------|----------|
| 1年次入学生 | 20,000 円 |
| 3年次編入生 | 10,000 円 |
| 入会金 | 3,000 円 |
- 第2条 通常会費のほか全学代議員会の承認を得て臨時費を徴収できる。
- 第3条 納入金は一切返還しない。
- 第4条 本内規の変更は本会会則改正条項に準ずる。
- 第5条 新歓行事に関する会計のうち、4、5月執行分は前年度に執行されたものとみなす。
- 第6条 イベント費に関してのみ、審議なく次年度に繰り越せるものとする。
- 第7条 本会会則第76条に定める各学部学生自治会の運営に要する経費は、該当学部の会員の納めた会費の15%±5%とする。

九州工業大学責善会新聞会細則

- 第1条 本細則は本会会則第 55 条に基づいて定める。
- 第2条 第 2 条 新聞会は新聞発行その他の活動を通じて学生の相互理解、文化的、社会的向上を意図し、あわせて 学生生活を有意義たらしめることを目的とする。
- 第3条 新聞会は編集長が統括し、その下に次の機構を置く。
- (1) 編集部 企画・編集に関する業務を行い、編集会議・企画会議を設ける。
 - (2) 庶務部 一般事務を執る。
 - (3) 会計部 新聞会会計に関する一切の事務を行う。
- 第4条 新聞会に顧問を置く。
- 第5条 編集権は新聞会に所属し、その方針は編集会議において決定される。
- 第6条 新聞会の経費は新聞会費・広告の掲載料その他の収入をもってこれにあてる。
- 第7条 新聞会は年度始めに予算を作成し、顧問及び全学代議員会の承認を必要とする。
- 第8条 臨時費は全学代議員会の承認を得て徴収できる。
- 第9条 新聞会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 第10条 新聞会費の保管・現金出納・決算報告等は本会会則の第 2 章会計の条項に準ずる。
- 第11条 本細則の変更は編集長及び全学代表者会の協議によって行い、全学代議員会の承認を得なければならない。

九州工業大学責善会会則施行細則

- 第1条 本細則は 2006 年 2 月 19 日より施行される九州工業大学責善会会則（以下「新会則」と呼ぶ）第 96 条に基づき、2005 年の 6 月 18 日施行の九州工業大学責善会会則（以下「旧会則」と呼ぶ）による運営から新会則による運営への移行について定める。
- 第2条 2005 年度責善会会計監査は新会則に基づいて行われ、新会則に基づく全学代議員会で承認されなければならない。
- 第3条 2005 年度末の全学代議員会で承認された 2006 年度全学代表者会構成員及びその役職は新会則に定める手続きを経たものとみなす。
- 第4条 2005 年度末の時点で旧会則に基づく文化会・体育会の資格を有するサークルは、新会則に定める文化部・体育部の昇格手続きを経たものとみなす。
- 第5条 本細則は、旧会則に基づく改正の手続きが終了した翌日から施行される。

九州工業大学責善会昇格・降格細則

- 第1条 本細則はサークルの昇格・降格に適用する。
- 第2条 本会は次に定める要件をすべて満たした同好会を昇格する対象とする。
- (ア) 部員が15名以上であること。
 - (イ) 活動日数が週2日以上であること。
 - (ウ) 設立して3年以上であること。
- 第3条 本会は次に定める要件を1つでも満たしていない部に降格勧告通知を送付する。
- (ア) 部員が5名以上であること。
 - (イ) 活動日数が週2日以上であること。
 - (ウ) 大会等に年2回以上参加していること。ただし、大会が内部はそれに準ずるイベントの参加も認める。
- 第4条 第3条に定める要件以外に全学代議員会及び全学代表者会において必要と認められた場合、部に降格通知を送付する。
- 第5条 降格勧告通知の期間は1月1日から同年3月31日までとする。
- 第6条 第3条及び第4条に基づき降格勧告通知を送付された部は送付された時点から翌年度12月31日までを監査期間とする。
- 第7条 全学代議員会で昇格の承認が得られた年度の翌年度4月1日から同好会を部とする。
- 第8条 全学代議員会で降格の承認が得られた年度の翌年度から部を同好会とする。
- 第9条 昇格年度4月1日から1年間程度を監査期間とする。監査対象は第3条及び各会で定める基準とする。なお、監査期間は全学代表者会で決める。
- 第10条 第6条において監査基準を満たしていないと判断された場合、部の昇格の決定を取り下げる。
- 第11条 本細則の変更は全学代表者会の協議によって行い、全学代議員会の承認を得られなければならない。